

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする地方自治体の職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠である。

しかし、令和2年4月1日から施行された新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度については、賃金・労働条件に関して常勤職員との均衡が図られていない状況にある。特に人事院勧告が2年連続で期末手当の引き下げとなったことに伴い、地方では、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員が大きな影響を受けることとなった。

また、会計年度任用職員の休暇については、国の期間業務職員との権衡により措置することとされ、病気休暇は無給とされている。有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の間で取扱いが異なることは、不合理と認められるとした最高裁判決も踏まえ、休暇に関しては、国・地方ともに常勤職員と同じ取扱いとすべきである。

よって、国においては、会計年度任用職員の実態を把握するとともに、地方自治法の改正をはじめとした制度の改善を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様